

健康保険『被保険者証（保険証）の更新』について

組合では、現在お使いの保険証の有効期限が、平成29年3月末日までとなっておりますので、平成29年1月より順次新しい保険証への切り替えを行います。

また、保険証の更新にあわせ、『被扶養者資格確認』（以下、『検認』という）についても下記の要領で行いますので、何卒ご協力をお願い申し上げます。本来は、保険証の更新時に、全ての被扶養者を対象に検認を行っておりますが、今回はマイナンバーの収集時期と重なるため、対象を絞って行わせていただきますので、予めご承知おきください。

この検認は、皆様からお預かりした大切な保険料を適正・適切に支出するため、被扶養者として認定を受けている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認させていただく大切な手続きですので何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《実施要領》

1. 検認を実施しない事業所について

平成29年1月から新証（新しい保険証）を順次お送りいたしますので、新証が届き次第、全員分の旧証（現在お使いの保険証）を事業所ごとに取りまとめ、当組合にご返却ください。

2. 検認を実施する事業所について

検認対象者がいる事業所には、この通知文と一緒に検認対象者が記載された『被扶養者資格確認届』を同封いたしますので、該当の被保険者へ配布していただき、記載内容と必要書類の添付を確認のうえ、事業所ごとに取りまとめて下記期限までに当組合へご提出くださいますようお願いいたします。

【今年度「検認」対象となる被扶養者】

- ① 被保険者と別居されている被扶養者
- ② 被保険者の配偶者である妻・子・両親以外の被扶養者
- ③ 組合で必要と判断した方

検認提出期限 平成28年11月30日(水)

※検認は、『被扶養者資格確認届』に記載のある方のみを対象とさせていただきます。従いまして記載のない被扶養者の方は、今回の検認対象外となります。

※検認に必要な書類を期日までにご提出いただけなかった場合は、健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」との規定により、検認該当被扶養者の方の保険証は無効となりますのでご注意ください。

※検認実施事業所の新証交付につきましては、ご提出いただいた『被扶養者資格確認届』と添付書類を確認し、書類不備がある場合を除いて、完備された事業所から平成29年1月以降、順次お送りいたします。

3. 旧証の回収

新証受領後、回収した旧証を事業所単位で速やかにご返却ください。

なお、旧証を紛失した方については、『被保険者証滅失届』の提出が必要になります。

(用紙は、ホームページよりダウンロードしてください。)

現在お使いの保険証(旧証は)、平成29年4月1日以降は使用できませんので、必ず組合にご返却ください。

※当組合の被保険者・被扶養者の方のうち、平成29年4月から後期高齢者医療制度(75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害のある方)に該当する方につきましては、新しい保険証への切り替えは行いません。ただし、高齢者医療制度への切り替えが必要になりますので、その時期が参りましたら、当組合に『資格喪失届』・『被扶養者異動(削除)届』をご提出いただき、同時に当組合の保険証をご返却ください。

手続きに必要な添付書類等の詳細については、適用給付課までご連絡下さい。

TEL 03-3232-5541

《再確認に必要な主な添付書類》

市区町村が発行する書類については、発効日が 1 ヶ月以内のものに限る「写し」と記載があるもの以外は、全て原本確認が必要となります。

- ・住民税非課税証明書（最新のもの）
- ・日本年金機構から送付された年金額改定通知書、年金振込通知書のいずれか1つ。及び年金基金等の通知書についても必要（全て最新のもの）
- ・遺族年金の年額通知書（対象者の配偶者が死亡している場合）
- ・学生証の写し（有効期限のわかる部分も必要）又は、在学証明書
- ・共働き世帯については、夫婦 2 人の直近の住民税の課税・非課税証明書、又は平成 27 年分確定申告書と決算書一式（全て）の場合は、税務署の受理印があるもの。電子申請の場合は受付番号が分かるものの写し
- ・対象者が通年勤務者の場合には、直近の住民税の課税証明書、又は、平成 27 年分確定申告書と決算書一式（全て）の場合は、税務署の受理印があるもの。電子申請の場合は受付番号が分かるものの写し
- ・対象者が通年勤務者でない場合には、直近 3 ヶ月分の給与明細書の写し
- ・同居世帯全員の住民票（続柄記載、交付日より 1 ヶ月以内のもの）。同じ住所でも住民票を分けている場合には、生計維持関係がありませんので扶養から削除させていただきます。
- ・同居家族に被保険者・被扶養者以外の家族がいる場合には、その方と被保険者の直近の住民税の課税・非課税証明書、又は、平成 27 年分確定申告書と決算書一式（全て）

- ・別居世帯全員の住民票（続柄記載、交付日より1ヶ月以内のもの）
- ・別居世帯の中で被扶養者以外の家族がいる場合には、その方の直近の住民税の課税証明書、又は、平成27年分確定申告書と決算書一式（全て）
- ・別居の場合、平成28年5月から10月までの6ヶ月間の被保険者から該当被扶養者へ毎月の仕送り額（振込額）のわかるもの（口座名義と明細等確認できるもの）

上記6ヶ月間の仕送りが証明できない場合や、別居世帯全員の収入額の方が、仕送り額より多い場合には、生計の維持関係がないものと判断し、扶養から削除することになりますので予めご承知おき下さい。

- ・同封した更新用「申立書A」－平成28年11月現在60歳以上で年金を受給していない場合
- ・同封した更新用「申立書B」－別居の被扶養者に毎月仕送りしている場合
- ・外国籍の方は、在留カードの写し

*上記以外にも別な書類をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。
（個人情報等の関係から封印又は、直接ご提出して下さっても結構です）

*今回の検認の対象者の方々について、収入証明の提出を公的な書類にてお願いしております。すでに平成27年分源泉徴収票をご提出いただいた方についても、直近の住民税課税・非課税証明書等のご提出をお願いいたします。

被扶養者の方からは、保険料をいただいております。皆さまの大切な保険料を適正に使うためにも、『検認』へのご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。